

議案第四八号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した竹田財産区官行分収造林地にかゝる立木の買受けについて、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、専決したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。



昭和四十二年六月二十七日報告

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾貳年六月諸七日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄

専決第三号

立木の買受けについて

左記官庁分收造林地の立木を、竹田財産区が隨意契約により買受けする。

記

一所在地 東伯郡三朝町大字加谷字西谷奥七七四ノ三

五林班い

七・七四ヘクタール

右地方自治法第七十九条第一項の規定により専決する。

昭和四十二年五月二十五日

三朝町長 坂出 雅己